2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
（略）	（略）
（削る）	（削る）

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一～十一　（略）

十二　矢を使用する方法

十三～十五　（略）

別表第二　狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
（略）	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。）
	イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。）
	チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）
	ミンク（ムステラ・ヴィソン）
	アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
（略）	（略）
ニホンジカ（ケルヴス・ニホン）	一頭

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一～十一　（略）

十二　弓矢を使用する方法

十三～十五　（略）

別表第二　狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
（略）	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。）
	イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。）
	チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）
	ミンク（ムステラ・ヴィソン）
	アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。